

# 青いとり保育園不当解雇事件の 公正・公平な判決を求める要請署名

平成29年（ネ）第1435号

大阪高等裁判所 第1民事部御中

2017年 月 日

京都市立病院院内保育所「青いとり保育園」は、2015年4月より委託先がアートチャイルドケア社に変更になり、6人の保育士は、保育の質を守るために、強く雇用継続を期待したにもかかわらず採用されず、雇用が断ち切られました。その結果、本人の生活はもとよりこどもたちと医師・看護師など保護者にも大きな影響を与えることになりました。

このような事態を引き起こした原因は、京都市と京都市立病院が、2011年の委託選定の際に「職員の雇用継続」が重要な条件としていたものを、2015年の時には、条件としなかったことによります。京都市と京都市立病院は、保育と雇用を守る責任を果たさなかったことを認め、こどもたちと保護者、前職員に謝罪するべきです。

いま、待機児童や保育士不足が社会的な課題となっています。未来を担うこどもたちには豊かな保育環境が必要です。しかも、その保育環境には、経験豊富なベテランの保育士の存在が不可欠です。また、医師や看護師などが安心して働き続けるために青いとり保育園のような病院内保育所の充実は、市民のいのちと健康の質にも大きく影響します。今回のように、4年ごとの委託見直しの度に、事業所も保育者も変わることで、限りなく労働条件は引き下げられてしまいます。それは、職員の雇用と保育の継続性や質にも影響を与えかねません。

2017年4月10日の国会で、塩崎恭久厚生労働相は、国立病院機構の保育所委託選定に際し、「大事なことは、保育士について引き続き同じ職場で勤務が続けられること」と答弁しました。委託会社が変わったために、保育士が一斉に交替するという青いとり保育園で起きた異常な事態を繰り返さないためには、委託先が変更しても、保育士などの雇用関係を引き継ぐことを義務付けることなどが必要です。

ところが、京都地裁は「保育の継続性が重要なものであり」「保育士が大幅に入れ替わることが好ましくない」と認めながら、京都市と京都市立病院機構に雇用と保育を守る責任があることを認めませんでした。

京都地裁の判断の誤りを正し、司法の役割を發揮し、公正な判決を下すことを上級裁判所である大阪高等裁判所に求めます。

この裁判は、保育を守り、雇用を守り、自治体の責務を問う全国注視の裁判となっています。こどもたちのための豊かな保育と保護者が安心して働き続けられる職場環境を否定し、なにより、原告の働く権利を侵害した責任を明らかにしていただきたいと思います。

## 【要請事項】

保育士の雇用を守る責任が、京都市と京都市立病院にあるという公正な判決を強く求めます。

氏 名	住 所

\*署名用紙に記入された内容は、個人情報として適切に管理します

全国福祉保育労働組合京都地方本部・京都医療労働組合連合会  
連絡先 〒602-8143 京都市上京区堀川通丸太町下ル 京都社会福祉会館内